

議第 110 号 呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」といいます。）第 9 条第 2 項の規定による個人番号の独自利用を行う事務（以下「独自利用事務」といいます。）及び個人番号を利用して同一の執行機関内で庁内連携を行う事務について、名称を変更するため、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 独自利用事務の名称変更（別表第 1 関係）

番号法では、独自利用事務について、地方公共団体の長その他の執行機関が社会保障・税・災害対策に関する事務その他これらに類する事務の処理に関して、条例で定めることにより保有する特定個人情報ファイルにおいて、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるとしています。本市では、別表第 1 において「乳幼児等医療費支給に関する事務」等を独自利用事務として定めていますが、その事務の名称を変更します。

(2) 同一の執行機関内での庁内連携を行う事務の名称変更（別表第 2 関係）

市が独自利用事務を行うに当たり、行政の効率化、市民の利便性の向上等につなげるため、個人番号を利用する他の事務との間で庁内連携を行う事務の一つとして「乳幼児等医療費支給に関する事務」を定めていますが、その事務の名称を変更します。

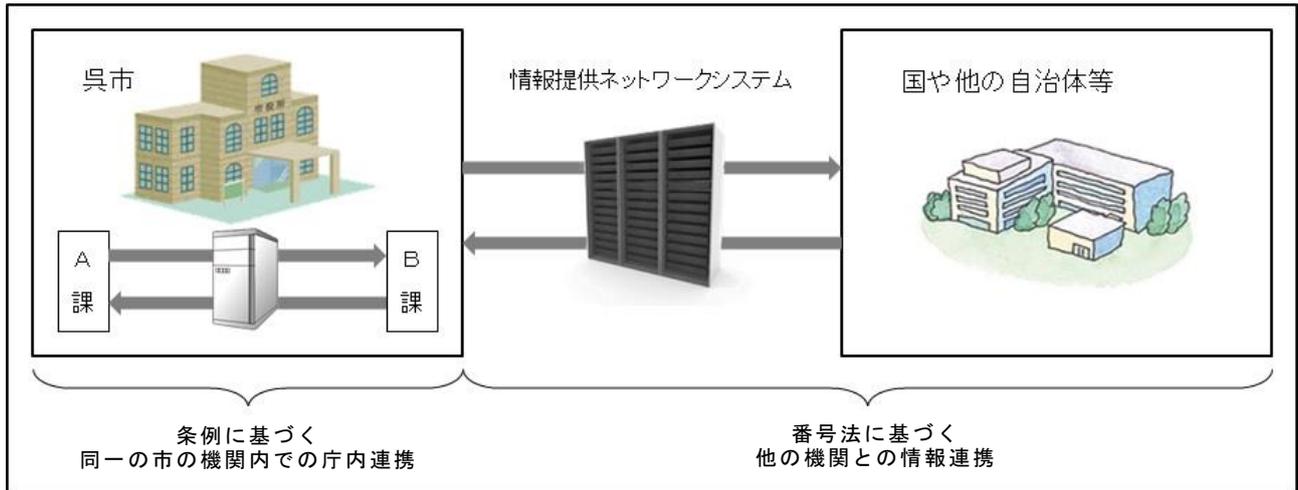
【参考】

- ・ 特定個人情報 個人番号等その内容を含む個人情報
- ・ 特定個人情報ファイル 一定の事務の目的のために、電子計算機を用いて特定の個人の情報を検索できるように体系的に構成した特定個人情報のデータベース等
- ・ 法定事務 番号法で個人番号の利用が定められている事務
- ・ 独自利用事務 法定事務以外の事務で個人番号を利用するもの

【条例で規定する事務の範囲等】

区分	法定事務	独自利用事務
個人番号の利用範囲	番号法	条例
同一執行機関内における庁内連携	条例	条例
他の団体等との情報連携	番号法	番号法

(番号法及び条例による情報連携等のイメージ)



3 施行期日

令和5年10月1日